

**常勤講師(期限付講師)
非常勤講師(時間講師)募集**

職務内容

【常勤講師】
公立小・中学校、県立学校の産休・育休・病休などの補充教員として勤務します。

【非常勤講師】

小・中学校の教科、高等学校の教科・科目の授業時間だけ勤務します。

◆雇用期間

【常勤講師】

産休・育休・病休などの補充の期間(最長約1年間)

【非常勤講師】

最長約1年間、週当たり数時間から10数時間

◆資格

教員免許状(臨時免許状を含む)を有する者

◆待遇

公立学校職員の給与に関する条例に準じて支給します。

【常勤講師】

大学新卒(22歳)で基本給約20万円、その他通勤手当、期末手当、勤勉手当など諸手当あり

【非常勤講師】時給約3千円

◆願書・募集要項の配布場所
高知県教育委員会事務局教

育政策課、東部(中部・西部)教育事務所、高知県東京(大阪・名古屋)事務所および市町村(学校組合)教育委員会事務局

※高知県教育委員会事務局
教育政策課のウェブサイト

ト <http://www.kochin.ed.jp/seisaku/> から、志願書

などの応募書類の様式をダウンロードすることもできます。

◆応募方法

募集要項の「応募の手続」に従って、志願書、志願者調査表および申告書などを、高知県教育委員会事務局教育政策課に提出してください。

◆提出期間

平成20年度4月初旬の採用を希望される場合は、2月1日から3月14日までの間に出席してください。なお、年度途中の採用については、3月17日以降においても出席を受け付けます。

○お問い合わせ先

高知県教育委員会事務局
教育政策課人事企画担当
(採用担当)

☎088-821-4568
☎088-821-4569

お知らせ

特別障害者手当・障害児福祉手当をご存知ですか

特別障害者手当

特別障害者手当とは、一人では何もできない程度の著しく重度な障がいがある20歳以上の在宅の方に支給される手当です。

手当額 26,440円
支給要件

- 身体障害者手帳1〜2級程度の障がいがある1つと、3級程度の障がいがある2つ以上重複している方

- 身体障害者手帳1〜2級程度の障がいがあるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方

- 特に重度の身体機能の障がいがあるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる方

- 内部障がい、安静度が絶対安静の方

- 精神または知的障がい、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる方

※身体障害者更正援護施設または知的障害者援護施設、

特別養護老人ホームなどに入所している場合や病院・診療所に3カ月を超えて入院している場合は除きます。

障害児福祉手当

障害児福祉手当とは、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給される手当です。

手当額 14,380円
支給要件

- 身体障害者手帳1級程度の障がいがある方および2級程度の障がいがある一部の方

- 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の一部の方

- 精神の障がいであって、前記と同程度以上と認められる方

※児童福祉施設などに入所している場合や障がい事由とする年金を受給している場合は除きます。

○お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課福祉係
☎43-2116(直通)
佐賀総合支所健康福祉課保険福祉係
☎55-3112(直通)

障がい者パソコン教室

町内在住で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの、障がいのある方を対象にパソコン教室を開催します。

日程

3月中の10日間
(1日2時間程度を予定)

内容

①パソコンの操作
②文字入力
③デジタルカメラ操作・活用場所
幡多青少年の家(上川口)
募集定員

10名程度(定員を超えた場合、こちらで調整させていただきます)が
あります。

申込締切

2月20日(水)

○お問い合わせ・お申し込み

大方総合支所健康福祉課福祉係
☎43-2116(直通)
佐賀総合支所健康福祉課保険福祉係
☎55-3112(直通)